

2020年度 第1回

# エコチューニング事業者 認定申請のご案内

脱炭素社会実現はエコチューニングから始まる!!

2019年日本国政府は、『パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年6月11日閣議決定）』を策定しました。それは次のような内容です。

この長期戦略では、最終到達点としての『脱炭素社会』を掲げています。ビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を実現し、世界において環境政策のパラダイム転換を起こし、国内外の取組を進めていき、野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指します。また、2050年までの80%削減に大胆に取り組みます。

脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した自治体が増えていきます。また、民間企業では「SDGs」や「RE100」を指向し、「脱炭素経営」を目指しています。

東京都千代田区では2020年度に900万円余りの予算を計上し、「区有施設の省エネルギー化に向けた設備機器等の運用改善業務」の実施に向けた準備が進められています。また、都内の大型複合施設では「RE100」の実現を目指して、エコチューニングの導入が決定されました。

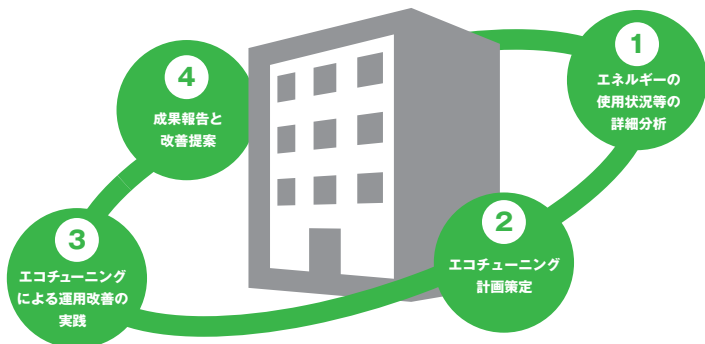
日本国内でも「低炭素化」から「脱炭素化」へと地球温暖化対策の目指す地平が変わっています。皆様も既にご承知の通り、エコチューニングは既存建築物で日常的に消費するエネルギーや排出される温室効果ガスを削減することで、一歩も二歩も「脱炭素化」に近づくことができる有効な技術です。

建築物のエネルギー管理を担う事業者の皆様には、「脱炭素社会」実現に向けたプロセスに不可欠なエコチューニングを提供する事業者としてご活躍いただきたく、この機会にエコチューニング事業者認定の取得をお勧めします。

2020年度第1回のエコチューニング事業者認定申請の受付を開始しますので、多くの皆様からの認定申請をお待ちします。

## エコチューニング事業者の業務

<エコチューニング・サイクル>



<エコチューニング業務体制の例>



「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

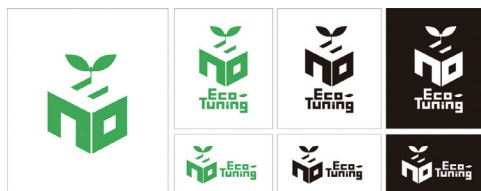
「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減を行うことをいいます。



# エコチューニング事業者認定のメリット

## 「エコチューニング事業者」の名称が独占的に使えます

環境省の事業である「エコチューニング事業者」の名称が使えるのは、エコチューニング認定事業者だけです。また、環境省の登録商標である「エコチューニング」の名称および「エコチューニングロゴマーク」が使用できるのも認定事業者だけです。エネルギーマネジメントにおける自社ブランドとして、差別化に活用いただけます。



## 今後、エコチューニング需要の活発化（市場の急成長）が見込まれます

### 温対法における推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」にエコチューニングが取り上げられ、全国の市区町村で導入に向けた動きが進んでいます。

※最新情報は、エコチューニング推進センターウェブサイトで紹介しています。（<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>）

### グリーン購入法における推進

国では義務、都道府県では努力義務として位置づけられている「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」の「庁舎管理」に、エコチューニングの考え方が明記されています。

### 環境配慮契約法の建築物維持管理における「環境配慮契約」の推進

2019年2月8日に閣議決定された環境配慮契約法の基本方針に定められた建築物維持管理契約の基本方針解説資料において、「エネルギー消費状況等の分析に基づく設備機器及びシステム等の適切な管理・運用による温室効果ガス排出削減」が明記され、その実現のためにエコチューニングが活用できることが示されました。

※環境省（[https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block\\_brief/h30\\_mat/h30\\_mat08.pdf](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/h30_mat/h30_mat08.pdf)）

## 低炭素社会の実現に向けて、さまざまなビジネスに挑戦できます

環境省が実施する「CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業に係る診断機関の公募」において、診断機関の応募要件（資格要件）の一つに「第一種エコチューニング技術者」が採用されました。今後、認定事業者の新たな販売チャネルの一つとして、エコチューニング業務領域の拡大が見込まれます。

※（一社）低炭素エネルギー技術事業組合（<https://www.lcep.jp/R2/setsubi/koubo.html>）

## 認定事業者に限定された有益な情報を共有できます

エコチューニング事業者、技術者だけが参加できる情報交換や勉強会の場合「エコチューニング経営塾」が定期的に開催されます。各地のエコチューニング事業者の仲間と、エコチューニング事業の具体的な推進ノウハウ、技術向上などの情報・知識を共有することができます。また、エコチューニング推進センターから認定事業者の皆様にはメールマガジンを通じて、自治体や民間ビルオーナーによるエコチューニングへの取り組み状況など、有益な情報が提供されます。

## 従事者のレベルアップに活用できます

地球環境に貢献する仕事であり、技術者教育などを通じて、設備管理やエネルギー管理に係る人材の育成（技術・サービス・モチベーションの向上）の機会としても活用できます。また、認定されたエコチューニング技術者だけを対象として、実践的なエネルギー管理スキルを身につけられる「スキルアップ研修」が提供されます。



# エコチューニング事業者認定までのスケジュール

2020年

6月 1日(月)	事業者認定申請受付開始
6月30日(火)	申請書類提出期限（消印有効）
7月～8月上旬	認定審査期間
8月中旬	審査結果通知送付
8月27日(木)	認定料納付期限
9月 1日(火)	認定証書送付/事業者認定結果公表





# 事業者認定申請手数料及び認定料

申請手数料

**55,000**円(消費税込み)

・左記申請手数料を納入のうえ、申請書類を提出していただきます。

認定料

**220,000**円(消費税込み)

・「認定」の審査結果通知を受けた事業者は、左記認定料を2020年8月27日までに納入いただきます。

※納入いただいた「申請手数料」および「認定料」は、返金いたしません。



## 申請手数料のお振込み

申請書類を提出する前に、下記口座に申請手数料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください。)

銀行名

三井住友銀行 東京公務部

口座名義

(公社)全国ビルメンテナンス協会 エコチューニング推進センター

※カタカナ表記：シャ)ゼンコクビルメンテナンスキョウカイエコチューニングスイシンセンター

口座番号

普通預金 0174701



## エコチューニング事業者認定要件

認定は、法人単位での認定となります。また、認定を受けるためにはエコチューニングの提案能力や実施能力等に係る「エコチューニング事業者認定に関する基準(事業者認定基準)」に定められた、以下の要件を満たしていなければなりません。また、事業者認定の有効期間は、認定日から3年間と定められています。

認定要件	審査内容
<b>1. 業務の実施能力</b>	
(1)エコチューニング技術管理者 <sup>(※)</sup> の選任に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類④) 業務提供部門に対する技術管理者の選任状況の把握
(2)エコチューニング業務実施体制に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類③) エコチューニング業務の提供体制の把握
<b>2. 経営状況等</b>	
(1)反社会的勢力との関係に関する事項	反社会的勢力との関係を有しないことの確認(申請書類⑤)
(2)経営状態に関する事項	経営状態が良好であることの確認(申請書類⑨)
(3)個人情報保護に関する事項	個人情報保護に関する方針の定めならびに遵守すべき義務の規定の確認(申請書類⑫)
<b>3. マネジメントシステム整備</b>	
(1)提供する業務の品質方針・目標に関する事項	品質方針・目標の整備状況の把握(申請書類⑬)
(2)品質管理責任者の選任に関する事項	業務提供部門に対する品質管理者の選任状況の把握(申請書類④)
(3)品質管理に関する事項	緊急時の連絡体制、トラブル・不具合発生時の記録・報告手順、苦情処理体制などを定めた品質管理マニュアルの確認(申請書類⑬)
<b>4. 関連・類似業務の実績</b>	
(1)本業務及び省エネルギー診断等の類似業務の実績に関する事項	業務実績の把握(申請書類⑥) ※当面は、業務実績の有無は問わない。
<b>5. 賠償資力</b>	
(1)賠償資力の確保に関する事項	本業務に伴う損害賠償が迅速かつ円滑に行なえる賠償資力の担保状況の把握(申請書類⑦、⑧)

(※)エコチューニング技術管理者には、「第一種エコチューニング技術者」の資格を有する方を選任してください。「エコチューニング補足講習」もしくは「エコチューニング認定講習」を修了した方を選任する場合は、下記①または②のいずれかに該当する有効期限内までに「第一種エコチューニング技術者」の資格取得者を選任していただくことになります。

①平成29年度に修了した方を選任する場合→2021年2月末まで

②平成30年度に修了した方を選任する場合→2022年2月末まで





# 申請方法

エコチューニング事業者認定申請には、下記の書類が必要となります。

必要書類をご準備いただき、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会エコチューニング推進センターまで（特定記録郵便にて）郵送するか、ご持参ください。

## 認定申請時に必要な書類

### 申請書類（指定様式）

- ①エコチューニング事業者認定申請書（様式 1）、②事業者認定基準基本的事項の遵守に関する誓約書（様式 2）、
- ③事業概要書（様式 3）、④エコチューニング技術管理者及び品質管理者の選任状況一覧表（様式 4）、
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（様式 5）、⑥エコチューニング業務（類似業務）実績報告書（様式 6-1）、
- ⑦賠償責任保険に関する誓約書（様式 7-3/7-4）、⑧保険契約に関する証明書（様式 7-2）

※③の様式 3 にある「エコチューニング業務実施体制の組織図」には、組織の階層やセクションごとの責任者名や担当者名を記入し、エコチューニング業務を実施する事業所も記載してください。

### 申請事業者が準備しなければならないその他の書類

- ⑨決算書（直近3カ年分）、⑩エコチューニング技術者に係る資格認定証書（写）、⑪登記簿謄本、
- ⑫個人情報保護規程、⑬品質方針・目標を記載した書面及び品質管理マニュアル、⑭申請手数料納付書（写）

※⑩については、エコチューニング業務を実施しようとする事業所および設備管理業務、エネルギー管理業務を対象とした、ISO9001・ISO14001・ISO50001 のいずれかの登録証（写）で代替することもできます。

※⑬の品質管理マニュアルは、品質管理責任者と業務ラインの関係を示す組織構成図が記載されていて、品質管理体制、クレーム処理体制、緊急時対応体制が分かるものとしてください。

※申請書類の様式は、エコチューニング推進センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>

⑤エコチューニング事業者認定の更新申請をお考えの事業者様は  
エコチューニング推進センターまでお問い合わせください。



## お問い合わせ・郵送先

### エコチューニング推進センター

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会内

TEL : 03-6806-7311 / FAX : 03-3805-7561

E-MAIL : eco-tuning@j-bma.or.jp

<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>

